

J S R 株 式 会 社

1. 会社の概要

- (1) 会社名：JSR株式会社
- (2) 所属部会：関東化学第一部会第4分科会
- (3) 資本金：233億円
従業員数：5,259名（連結）
※2011年3月末現在
- (4) 事業内容
 - ・ エラストマー事業
 - ・ 合成樹脂事業
 - ・ 多角化事業
- (5) 会社の理念等

○企業理念；Materials Innovation マテリアルを通じて価値を創造し、人間社会（人・社会・環境）に貢献します。

○企業スローガン；可能にする，化学を。

時代を切り拓くマテリアルを通じて、顧客や社会にソリューションを提供し、未来に向けて挑戦し続ける企業姿勢と当社の事業領域・業態を、「化学」という言葉を用いて分かりやすく表現しています。

- (6) CIマーク



正四角形は技術の優秀性と企業の安定感，弧は先端性とアクティビティを意味します。化学技術をベースとしたエクセレントカンパニーでありたいという意思が表現されています。

2. 知的財産部門の概要

(1) 組織上の位置及び名称

名称は知的財産部でありJSR及びグループ企業の特許，実用新案，意匠，商標の権利取得，維持，管理を行い，事業部や研究所との協力によりその活用を図っています。

(2) 構成及び人員

知的財産部は，東京都港区東新橋にある本社，三重県四日市市にある四日市工場内及び茨城県つくば市にある筑波研究所内に拠点を有し，総員29名で活動を行っています。本社には知財渉外チームと知財企画管理チームを設置し，知財戦略の策定，渉外業務，特許・実用新案・意匠及び商標の出願・管理を行っています。四日市工場内の研究所には知的財産部四日市駐在員が，筑波研究所には知的財産部筑波研究所駐在員が対応し，主に特許の出願，権利化業務を担当しています。

(3) 沿革

1967年に企画室内にあった特許課を分離し研究開発部門内に特許室を新設，その後1983年には特許部と改称し，1994年から知的財産部となり現在に至っています。その間，当組織は常に研究開発部門に属し，開発現場に密着した知財活動を展開してきました。

3. わが社の知的財産活動

(1) 基本方針

知的財産部の基本方針として「事業部・研究所との三位一体体制を基に，競合他社排除のための牽制力確保ができているとともに，技術普及

のための知財戦略の構築，実行を目指した知財活動を行う。」を掲げています。企業活動に於いて知的財産権取得はその事業優位性確保を目的とすべきであり，事業部や研究部隊との連携を伴わない知的財産活動は無意味です。事業部・研究・知財がそれぞれの役割を果たし，それを有機的に結合することで戦略的活動が可能となります。よって，知的財産部員には知財の法的知識のみならず，担当事業の自社他社状況，研究開発動向，将来の市場動向まで認識することを求めています。

(2) 出願，権利化活動

知的財産活動の中心となる特許は，権利化により強力な独占排他権が得られる一方，権利化できない場合には技術開示のリスクが伴います。研究部門から提案された特許出願案に対して，先行技術調査によりその特許性を評価するのみならず，特許明細書が公開された際の技術開示リスクや，特許権取得する目的を明確化します。そして，その権利活用場面を想定して事業展開に有益な権利となるか否かにより出願の是非を検討します。特に外国出願を行う場合は出願・権利化の目的をより明確にすることを求め，出願の是非を事業部や研究部隊と共に議論して決定します。

(3) 特許クリアランス

事業を行う上で他社の権利を尊重する姿勢が求められます。研究開発初期段階から知的財産部が関与し，研究員と共に先行技術調査，要注意特許のリスト化などの作業を行っています。

(4) グローバル対応

今後事業はますますグローバル化して行きます。従来は国内で事業展開した後，海外展開するパターンが多かったのですが，今後は初めからグローバル市場を見据えた事業開発が必要になります。そのため，知的財産部も事業の海外展開を前提とした出願・権利化と権利活用策の

検討が必要となっています。三位一体活動の深化によりグローバル展開への対応に取り組んでいます。

(5) ブランド戦略

B to B企業である当社は一般消費者の目に留まることは殆どありませんが，弊社製品をお使い頂くお客様企業に弊社製品への性能や品質に対する信頼を持って頂くべく，JSRブランドの認知化に取り組んでいます。とくに海外市場での認知度向上に努めて行きます。

(6) 社内教育

知的財産部員の教育として，部員の経験に応じて日本知的財産協会が開催する各種研修会の受講を計画的に進めています。一方，研究所に配属された研究員への教育として，入社1年目の導入教育を皮切りに，階層毎に初級教育（特許の基本的な知識），中級教育（拒絶理由への対応や他社特許への対応策），上級教育（特許侵害訴訟や無効審判例などを用いて特許権獲得とその活用に必要な知識の取得）を行っています。更に一部中堅研究員に長期間知的財産部に在席してもらい，知財部員と共に自社他社特許比較調査，明細書作成業務，中間処理業務を経験させることでより深く知財の本質を理解し，研究戦略にフィードバックしてもらおう試みを行っています。

4. 今後の課題

今後，事業のグローバル化は市場としての海外展開のみならず，生産拠点あるいは研究開発拠点として海外に進出するケースが増えてきます。弊社においても海外特許のクリアランスや出願権利化業務に加えて，海外での研究開発に対する対応策と対応人材の育成が今後の課題となります。

(原稿受領日 2012年5月9日)